



令和8年4月6日
大田区立石川台中学校
保健室

入学、進級おめでとうございます。新しい環境や友だちとの出会いにワクワクする反面、ちょっと緊張気味の1年生、1つ上の学年で気持ちを新たに一層頑張ろうと気合を入れている2、3年生。そんなみなさんが充実した学校生活を送れるよう、保健室から健康面のサポートをしていきます。楽しかったことや不安なこと、いつでも保健室にお話ししに来てくださいね。



また、4・5月は保健に関する行事がたくさんあります。自分の体の状態を知ることは、とても大切なことです。健康診断では自分では日ごろ気づかない、体からのSOSがある場合があります。もしSOSが見つかったら、早めに専門医で診てもらいましょう。また、提出の遅れや準備不足のないよう、確認をよろしくお願ひします。



学校医の先生方

内科	山口医院	山口 壮 先生
眼科	石川台駅前眼科	真木 剛浩 先生
耳鼻咽喉科	いまい耳鼻咽喉科	今井 容子 先生
歯科	神尾歯科医院	神尾 政治 先生
薬剤師	スパーテル薬局	永長 聖子 先生



お知らせ

1 4月8日(水)から給食が始まります。

給食当番は白衣・帽子・マスクを着用して配膳します。白衣・帽子は学校の物を使用しますが、マスクは持参をお願いしています。衛生的な配膳のために、給食当番の際はマスクを忘れずに持ってきてください。

また、白衣・帽子は週末に持ち帰りご家庭で洗濯をしていただいておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

2 健康診断の実施方法について

内科検診と心臓検診(1年のみ)は、脱衣を伴います。待機中はできるだけ露出のないような方法をとっていますが、不安のある方は事前に養護教諭にお問い合わせください。実施方法の詳しい説明や、順番等の配慮についてご相談できればと思います。※服装等は前日配布のお知らせに記載の予定です。

保健室の利用について



1 保健室では

- ・生徒の発育、健康状態を把握するための健康診断
- ・学校での傷病発生時の応急処置
- ・身体や心の健康についての相談
- ・感染症予防のための措置

などを行います。

2 保健室利用の注意

- ・傷病等で保健室を利用するときは、授業中はその授業の先生に、休み時間は次の授業の先生に申し出て、「保健室利用カード」をもらってから来てください。
- ・緊急の場合を除き、できるだけ休み時間に利用するようにしましょう。
- ・身体計測は休み時間と放課後に可能ですが、休養者がいる場合は他の時間にしましょう。
- ・保健室では内服薬は出せません。
- ・保健室での休養は原則1時間です。それ以上休養が必要な場合は、早退になります。
- ・登校前に具合が悪くなったら必ず家庭で検温や手当をし、症状によっては無理をして登校せず、自宅で休養するか受診してください。

保健関係提出物リスト

① 家庭緊急連絡票

医療機関への受診や早退が必要な場合は、保護者の方に連絡させていただきます。2・3年生は組・出席番号と、内容に追記・変更がある場合はご記入ください。※「健康保険証」の欄は、マイナポータルや資格確認書をご確認の上ご記入ください。

② 保健調査票(兼 結核問診票)

必要事項を記入し、結核問診票は「はい」「いいえ」のどちらかに○をつけ、表紙の保護者印の欄に押印してください。

※R7年度から予防接種欄に「三種混合」がなくなっています。三種混合を受け、ポリオの予防接種も受けている場合は、「4種混合」欄に丸をつけてください。三種混合を受け、ポリオの予防接種を受けていない場合は、「4種混合」欄に丸をつけ、ポリオを二重線で消してください。

③ 心臓検診調査票 ※1年生のみ

✓の付け忘れにご注意ください。

記入・印もれ
がないか
確認!

提出期限は
4月9日



感染症にかかったら

感染症にかかった場合は、学校保健安全法で定められた期間出席停止となります。感染症に罹患したことが判明したら速やかに学校までお知らせください。学校から「出席停止のお知らせ」をお渡しします。登校の際は「出席停止解除願い」をご持参ください。学校ホームページからダウンロードできます。（ご家庭での印刷が困難な場合は、用紙をお渡ししますのでお申し出ください。）

学校において予防すべき感染症の種類

分類	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスによるもの)、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〔平成十年法律第百四十号〕第六条第三項第六号に規定する特定インフルエンザ(次号及び第十九条第二項イにおいて同じ)であって、血清亜型がH5N1及びH7N9であるもの)、中東呼吸器症候群、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(3日はしか)	発疹がなくなるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで(医師の診断による)
	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎(ノロウイルスなど)、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、その他の感染症※下記表示	感染のおそれなくなるまで(医師の診断による)

※その他の感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、手足口病、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、带状疱疹(ヘルペス)、ヘルパンギーナ、伝染性軟どく腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性単核症、EBウイルス感染症等。

早退するときは

体調不良等で早退する場合は、保護者の方にお電話し帰宅の了承をいただいてから下校となります。また本人の状態によってはお迎えを依頼する場合があります。「家庭緊急連絡票」の優先順位順にお電話いたしますので、必ず連絡の取れる番号をご記入ください。

学校管理下でケガをしたとき

災害共済給付金

を利用できます

学校の管理下でケガをして受診した場合、日本スポーツ振興センターに申請すれば、災害共済給付をうけられます。

医療費の自己負担分の総額が、1,500円以上である

ことが要件です。専用の申請書類をお渡し

しますので、治療を始めたら、すぐに

保健室までお知らせください。



学校の管理下とは？

授業中、運動会、遠足、部活動、
修学旅行、林間学校、水泳指導、
休み時間、登下校中 など

※詳しくは「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について」をご覧ください。